

吉備国際大学
 社会福祉学部研究紀要
 第19号, 39-48, 2009

アメリカ合衆国の発展にみる民主主義と「個の確立」

米良 重徳

Democracy and the "Establishment of the Individual" Reviewed in the Development of the United States of America

Shigenori MERA

Abstract

This is my third thesis on the research in relation to the "establishment of the individual." The reference is made in the light of the recognition that the civil revolution, triggered by the "awakening of the individual," grew most successfully in the United States of America, especially from the viewpoint of the "establishment of the individual."

Crystallized as the ideal of the civil revolution, "the Declaration of Independence of America" and "that of the Rights of Man of France" are based on the spirit of Liberty and Equality. It is the U.S.A. that evolves by freely operating the political ideal of democracy in order to utilize the spirit specifically for building the nation.

In this thesis, paying attention to the chronological development since the national foundation up till the rise of America in the 19th century, I took special notice of the way that democracy developed itself in liaison with the "establishment of the individual." As shown in history, becoming the world's top producer both in industry and agriculture at the end of the 19th century, America has later on enjoyed powerful dominance as leader over the democratic nations around the globe.

Key words : establishment of the individual, democracy, liberty and equality, civil revolution

キーワード : 個の確立、民主主義、自由と平等、市民革命

はじめに

前作の小論『欧米近代市民社会形成過程における「個のめざめ」』において、欧米近代市民社会がルネッサンスや宗教改革を通して「個のめざめ」が進む中、市民革命という衝撃的な歴史的な事象を経て形成されていったことについて言及したが、その思想的根拠はイギリス市民革命(ピューリタン革命と名誉革命)

の影響を強く受けておよそ100年後に発せられた「アメリカ独立宣言」と「フランス人権宣言」において確立されたということができよう。しかし、アメリカとフランスではその後の国の歩み方が極端に異なることは注目に値すべきことである。フランスでは市民革命後市民の側の主導権争いによる恐怖政治が続き、混乱の極みとなる。結局この混乱自体は

ナポレオン帝政によって収束していくが、市民革命の理念とは離れたまま19世紀前半が過ぎていくのである。市民革命が起こる前の長い歴史的事実の積み重ねの重みを感じざるを得ない。一方アメリカでは新しい思想が過去のしがらみのない新天地において根付きやすいという利点をそのまま生かすことができたのではないかという印象を受けるがごとく、着実にその思想が定着していく。市民革命を起こしていくエネルギーとなった「個のめざめ」はその後「個の確立」へと発展し、そのことを通してより原理的な意味で市民社会を形成していくのがアメリカ社会とすることができるのではないだろうか。そういう意味でこの小論において、「個の確立」とアメリカ社会の発展過程を関連づけて市民社会の形成に言及しようとしているのである。特にアメリカ合衆国は市民社会の形成が国家の形成と重なるという歴史的な特質があり、その国家形成の政治的原理が「個の確立」があってはじめて成立しうる民主主義であることに注目したいのである。

この小論におけるテーマである「個の確立」の概念を明示するキーワードとして、私は「個の自立」、「個の自律」、「個の尊重」を挙げたい。「個の自立」とは自分の主義主張を持って発信しそして他の人に頼ることなく生きることができるということである。「個の自律」とはエゴを抑え、良心に従って行動することができるということである。「個の尊重」とは他者の存在を認め、他者の主張に敬意を表することである。アメリカ社会の成り立ちはまさにこの「個の確立」がその根底にあったことを明らかにしたいのである。

1776年7月4日「アメリカ独立宣言」が発表され、1788年合衆国憲法の成立、1789年にジョージ・ワシントンが初代大統領に就任し、名実ともにアメリカ合衆国が動き出した。その後19世紀前半に道路・運河・鉄道の建設によって、中部から西部への開拓が進み、急激に発展していくのである。アメリカ社会

の発展は個人の発展でもある。未開の地を開拓していく個人はそもそも自立していなければ生きていくことすらできないし、また一人で生きていくことはできないので、他者とどのように協力していくかを学ばなければならない。「個の尊重」はその手段であるのである。こうして「アメリカ独立宣言」の精神が社会形成、国家形成とともに定着していくのである。そしてアメリカ社会の広がり必然的に民主主義という政治原理を生み出し、更なる発展の基となる。アメリカ合衆国が世界のリーダーとなるや、この民主主義原理が世界の政治原理となっていることはもはや周知の事実である。

第1章 アメリカ合衆国建国の理念

1. アメリカ独立宣言

ピルグリム・ファーザーズに代表されるイギリスからのアメリカへの移民は自らの手で13州となる植民地を運営するようになつたが、イギリス本国からの要求が高まるにつれ、次第に軋轢を生むようになった。彼らはそもそも独立を欲していたわけではなかったが、アメリカ植民地からの税収を増やそうとする国王ジョージ三世の植民地政策に耐えることができなくなって、イギリス本国に対抗すべく1774年から植民地13州による大陸会議（第1回はジョージアを除く12州）を重ねるうちに、やむを得ず独立を決意することとなった。そこでトマス・ジェファソンを中心とする独立宣言起草委員会が大陸会議にその案を提出し、審議を経て1776年7月4日に採択されたのが「アメリカ独立宣言」である。7月4日はアメリカ合衆国の独立記念日となった。「アメリカ独立宣言」は、革命の理論を述べた部分（前文）、国王の「悪行と篡奪」を列挙した部分（本文）、本国からの分離・独立は唯一残された道であるとする部分（後文）の三部からなっていた。前文には、アメリカの建国理念を示すものとしてしばしば引用される有名なことばがある。「すべて人は平

等につくられ、造物主によって、一定の奪うべからざる生来の諸権利を有する、そのなかには生命、自由、幸福の追求が含まれる。……これらの諸権利を確保するために人類のあいだに政府が組織され、その正当な権力は被治者の同意に由来するものである。……〔もし政府がこの目的に反するものとなった場合には〕人民はそれを改廃し……あらたな政府を組織する権利を有する。〕⁽¹⁾

この「アメリカ独立宣言」を起草するにあたって多大な影響を与えたものとして特に2つを紹介したい。その1つに絶対的国王と議会との確執の末に「マグナ・カルタ」、「権利の請願」、「権利の章典」を生み出したイギリスの歴史がある。「マグナ・カルタ」は当時のジョン王の権限を限定する法で、1215年に制定された。王の実体的権力を契約、法で縛り、権力の行使には適正な手続きを要するといった点で、現代に続く「法の支配」、自由主義の原型となった。また、しばらく忘れられていたが、市民革命期に再び思い起こされ、1628年の「権利の請願」、1689年の「権利の章典」へと繋がっていくのである。「権利の請願」は13年後にピューリタン革命となって実を結んだが、その後の王政復古を経て再び議会によって可決された「権利の章典」を承認したオレンジ公ウィリアムとメリーが共同王位に就いて名誉革命が完成した。アメリカ植民地の人々がこの歴史をとおして国王との対決の方法を学んだことは想像に難くない。

もう1つはジョン・ロックの思想である。彼は1690年に代表作「統治論」を発表したが、アメリカ植民地の人々はこの中から特に重要な3つの概念を引き出した。1つは「同意による統治」の観念に立って、「同意による課税」原則に注目したことである。2つ目は移住理論である。彼らはロックの移住の自然権の概念に立って、イギリス領のそれぞれの植民地が、イギリス国内にありながらも個別の独立国家である、とする議論を引き出した⁽²⁾。3つ目が

抵抗権論である。これら3つのロックの思想を軸に「アメリカ独立宣言」が組み立てられたといっても過言ではないだろう。ちなみにロックは、「統治論」第8章の冒頭において、政治社会の起源についてつぎのように要約している。「すでに述べたように、人びとは、生れながらにしてすべてが自由で、平等で、かつ独立であるので、なに人も、自分自身の同意なしには、このような状態を追われて、他人の政治権力に服することはありえない。いかなる人も、自分の自然的自由を失い、政治社会の絆を身に負うようになる唯一の方法は、かれらの所有権の安全なる享受と、その社会以外の者にたいするより大なる保全とを通じて、お互いの中で豊かで、安全で、平和な生活を営むために、他人と合意をかわしてひとつの共同社会に結合することである。』⁽³⁾

2. アメリカ合衆国憲法

アメリカ合衆国という国はイギリス本国からの独立宣言によって直ちに国家ができたわけではない。イギリス本国の圧制に抵抗するために、13の植民地が力を結集して大陸会議を開催し、成り行き上独立宣言を発して新しい国家にならざるを得なかったというのが正直なところであろうか。その4年後の1781年によくして実態としては植民地連合とも言うべき国の法律的根拠となる「連合規約」が成立したのである。その後さらに7年の時を費やして国家存立の基本的条件を定めた根本法である合衆国憲法が成立することとなる。この7年の間の議論によってアメリカ合衆国の性格が特徴づけられていくのである。「連合規約」が成立するまでに4年の歳月を費やしたのはステイト（各植民地）の主権の問題であった。激しい議論の後、「連合規約」第2条で「ステイト」が主権を保ち、中央政府は「ステイト」の下にあって厳格に委任された権限のみを行使する機関と位置づけられた⁽⁴⁾。しかしその後ヨーロッパの国々に対して、ステイトを越えたいわゆる

アメリカ人又はアメリカ国家という意識が高まるにつれ、より強力な中央政府を求める人々から「連合規約」への批判が出てきて、アメリカ合衆国憲法作成への機運が盛り上がってくるのである。こうして1787年5月から9月までのほぼ毎日、13のステイトの代表者がフィラデルフィアに集まって憲法づくりに励んだ。対立点ははっきりしていた。強力な中央政府を作り、ステイトの権限を縮小するか、「連合規約」の修正に留め、ステイトの権限を維持するかである。ステイトの存在を容認しつつも中央集権的政府をより大事なものと考え人々はナショナリストであるけれども自らを「フェデラリスト（連邦主義者）」と呼び、これに反対する人々は自らを「反フェデラリスト」と呼んだ。フェデラリストが推進する憲法案が各ステイトで順次批准が承認され、1788年6月に必要な9ステイトの批准がなあって、アメリカ合衆国憲法が成立した。その後1789年3月に第1回連邦議会（この時点で11ステイトが批准）が開催され、4月にはワシントンが初代大統領に就任し、名実ともにアメリカ合衆国新政府がスタートした。

アメリカ合衆国憲法はアメリカのステイトレベルを除けば世界で最初の成文憲法であり、厳格な三権分立・連邦主義・硬性憲法（改正にあたっては通常法律より厳重な手続きを必要とする）という特色をもつ。しかしこの憲法には成立当初人権に関する規定がなかったので、フランス憲法が制定された1791年に「修正10か条」が追加され（「権利章典」と呼ばれる）、その後も必要に応じて現在までに26か条の修正が加えられている。

その内容をみると第1条立法府、第2条行政府、第3条司法府とまず三権分立について、第4条、第6条において連邦主義について、第5条において改正手続きについて、第7条が憲法の承認についてとなっている。憲法制定の趣旨を表した前文は「われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、

一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のうえに自由のもたらす恵沢を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する。」である。極めて簡潔な文の中に、憲法制定の主体が人民であること、ステイトの存在価値を認めながら連邦形成に言及し、国の価値として正義・平和・福祉・自由そして国防とあますことなく表現していることに敬意を表したい。なお人権については前述のとおりである。

第2章 アメリカ合衆国の発展と民主主義

1. 19世紀におけるアメリカ合衆国の発展

1776年7月独立宣言を採択、1788年6月憲法の成立、1789年3月第1回連邦議会の召集、1789年4月ワシントンが初代大統領に就任とアメリカ合衆国がスタートしたが、わずかおよそ100年後には世界一の工業国、農業国となり、政治面でも民主主義理念を掲げた国家として世界をリードするようになり、その状況は今日まで続いている。アメリカ合衆国の発展にとってまことに重要である19世紀の歩みを振り返ってみたい。

まずアメリカ合衆国の発展にとって最も重要な要素は何といっても領土の拡張であろう。建国時ミシシッピ川以東の13州から1803年ルイジアナ、1819年フロリダ、1845年テキサス、1846年オレゴン、1848年カリフォルニアと領土を拡大していった。いわゆる西漸運動である。西漸運動は交通革命によって急激に推進されていく。アメリカの交通革命は1810年代の道路建設から始まり、1820年代から30年代にかけての運河建設そして1840年代以降の鉄道建設へと続くのである。特に1869年に完成した大陸横断鉄道は大西洋に面した東海岸と太平洋に面した西海岸を直接的に結びつけるものとなり、人と物資の行き来を活発化させ、アメリカ合衆国の発展に大きく貢献した。また西漸運動は西部開拓者たちのあいだに勤勉・勇気・質実・独立心・自由・創造といったフロ

ンティア精神を生み出し、個性豊かな「個の確立」を促すアメリカ人気質の形成に寄与した。

アメリカ合衆国を世界のリーダーに押し上げたのは19世紀後半の急速な工業化によって世界一の工業国へと躍進したことによってである。アメリカは土地、水、森林、鉱物資源などの天然資源にめぐまれていた。また、労働不足を補うための技術革新も早くから盛んであった。あわせてこの間、北・西欧ついで南・東欧からの大量の移民が到来し、労働力をまかなった。投資銀行家などからの国内資本に加え、イギリスなど海外からも豊富な資本が提供された。それ以上に、東部、五大湖沿岸の工業製品と、西部・南部の食料、原材料、燃料が鉄道を通じて結ばれ、たがいに生産を刺激し合った結果、広大な国内市場が形成されたことが決定的に重要であった。しかも、その国内市場は保護関税の壁によって守られていた⁽⁵⁾。

国民の食を保障する最も基盤的な産業である農業が世界一の生産高になったこともアメリカ合衆国の発展にとって欠くことのできない要因である。もともと南部では綿花栽培が一大産業として盛んであったが、南北戦争後先住民たちを追い込んでいく中でミシシッピ川以西の広大な乾燥地に牧畜業者が進出し、畜産業を発展させていく。また、農機具の機械化や乾燥に強い品種の導入など農法の改良が進み、生産量が飛躍的に拡大したのもこの時期であった。いわゆる「農地革命」の時代とも呼ばれ、穀作、畜産、酪農、綿花、野菜など地域ごとの生産の多様化や特化が進み、農業技術の発達もあって、生産性は飛躍的に高まり、アメリカは世界一の農業国としての地位を固めた⁽⁶⁾。

もう1つ見逃すことのできないポイントがアメリカ人の精神性である。特に19世紀に大いに発揮された精神性が1つには先にも述べたフロンティア精神であるが、さらにそれをも根底から支える精神としてのピューリタニズムに触れないわけにはいかな

い。この点についてはマックス・ウェーバーによる有名な著書「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に詳しいが、宗教上の理由でヨーロッパを脱出したピューリタンたちが未開の地アメリカにその理想郷を見出そうとしても何の不思議もない。彼らは主人から預けられたタラントを、働かせなかったために却けられたあの僕の譬え話（マタイによる福音書25章14節～30節）などから、合理的職業労働を通して神の栄光を増すように神から求められていると考えているのである。ウェーバー曰く「市民的な企業家は形式的な正しさの制限をまもり、道徳生活に欠点もなく、その財産を頹廢的なことに浪費さえしないなら、神からの恩寵を充分にうけ、確実に知り得る祝福をあたえられているとの意識をもちながら、営利生活にふけることが出来たのであり、またそうすべきだったのである。そればかりではない。宗教的禁欲の力が彼等の手中にあたえたものは、冷静で良心的で、すぐれた労働能力をもち、労働を神の要求したまう生活目的として、精励する労働者であった。」⁽⁷⁾このような精神性を持った人々がアメリカ合衆国発展の担い手であったのである。

2. アメリカ合衆国発展の土台としての民主主義

民主主義とは何か？ 広辞苑によると「語源はギリシャ語の *demokratia* で、*demos*（人民）と *kratia*（権力）とを結合したもの。すなわち人民が権力を所有し、権力を自ら行使する立場をいう。古代ギリシャの都市国家に行われたものを初めとし、近世に至って市民革命を起した欧米諸国に勃興。基本的人権・自由権・平等権あるいは多数決原理・法治主義などがその主たる属性であり、また、その実現が要請される。」とある。アメリカ合衆国は市民革命の理論的支柱となった社会契約説や啓蒙思想の影響を強く受けた「アメリカ独立宣言」を發表することによってその第1歩を踏み出し、世界初の成文憲法となった「アメリカ合衆国憲法」を發布することによって

法治国家としての歩みを始めたことにより、建国の当初から上記の民主主義国家の名にふさわしい国造りを始めたと言っても過言ではない。しかも未知への挑戦ではあったけれども、過去に何のしがらみもなかったことからその歩みは確実に前進していくこととなった。

民主主義の歩みは具体的にはまず政党の結成である。アメリカ合衆国の伝統である2大政党方式の源流は連邦主義と州権主義のせめぎ合いから始まる。この対立はついには連邦維持派の北部と州権論より連邦を離脱した南部との南北戦争に至り、武力を持っての北部の勝利となって決着をみたが、現在になっても州権の重要性を認識する考え方がアメリカ国民の根底に流れていることは実際の制度をみても否定できない事実となっている。

政党は名前を変えつつも2大政党が緊張関係を保持してきたが、民主主義の発展にとってエポックメイキングとなるのがいわゆる「ジャクソニアン・デモクラシー」の時代である。初めて西部より選出された第7代大統領ジャクソン（在任期間1829年～1837年）の執政期に政治的民主化が大いに進んだのである。多くの州で一定の年齢（おおむね21歳）に達した白人男性にはすべて選挙権が与えられるようになった。大統領選挙人は従来は州議会によって選ばれていたが、一般選挙民によって直接選ばれるようになった。ジャクソンは2期目の選挙期間中の1832年には一般大衆のなかに飛び込み、選挙民に直接訴えかける戦術をとり、今まで候補者自らが遊説することのなかった慣例を破った。民主的な風潮と政治への関心の高まりは投票率を押し上げることになり、大統領選挙に投じられた票の総数は、1824年にはわずか36万票（投票率26.5%）でしかなかったが、ジャクソンの選出された28年には110万票（投票率56.3%）となり、40年にはじつに240万票（投票率78%）という驚異的な数字へとはねあがった⁽⁸⁾。

当初連邦主義と州権主義の対立で始まった南北戦

争はその後黒人奴隷解放を争点として戦うようになったが、奴隷解放宣言によって黒人を味方につけて勝利をおさめた北部連邦政権は黒人への選挙権の付与と1868年確定の憲法修正第14条（第1節 合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。以下略）の批准を条件に南部各州の再建を図ることとなり、南北戦争後更なる民主化が進むこととなる。なお、女性の参政権は憲法修正第14条でも認められず、憲法修正第19条が確定する1920年まで待たなければならない。

第3章 民主主義体制を推進する「個の確立」への取り組み

1. アメリカ合衆国にみる「個の確立」

アメリカ合衆国が世界の中で民主主義を発展させた国の筆頭格であるという事実は誰しも認めるところであるが、その背景にはこの国で進んだ「個の確立」にあるということができるとは思えないだろうか。「個の確立」概念についてはすでに「はじめに」で述べたとおりであるが、ではなぜ「個の確立」がアメリカ合衆国で進んだかを4つのポイントで述べてみたい。

まず第1に地理的・歴史的要因を挙げなければならない。土地の広がり、自然の広大さそしてその大きさはちっぽけな人間が生きていくためのたくましさを求める。まず一人ひとりの個人の自立が必要である。歴史的にも長い伝統や知恵そして社会的しがらみの多々あるヨーロッパなどに比べて、全く何もないところで建国したアメリカ合衆国はすべて新しい事への挑戦である。頼るは今ある一人ひとりの個人の力の結集である。

第2にピルグリム・ファーザーズに代表される初期の移住者の経験とそこから生れた精神性についてである。1607年5月まず最初に大挙して現バージニア州ジェームズタウンに送り込まれた105人の入植

者たちは半年のうちに飢えとマラリアのために半数以下となったが、先住民（インディアン）の助力でようやく生き延びて、バージニア植民地を建設する。1620年12月21日メイフラワー号に乗船した102名は現マサチューセッツ州コッド岬に上陸し、プリマス植民地を建設するが、その道のりはやはり苦難の連続であった。ここでも先住民の力を借りてようやく生き延びることができたということであるが、生き延びた人々が先住民や仲間の力を借りながらもまずは自分自身を見つめ、その命を守ることに精魂を傾けたことは想像に難くない。個の生命が何にもまして優先される価値観が生れる基がここにある。ところでメイフラワー号では上陸前の11月11日に乗組員のうち成年男子全員の41名が後に「メイフラワー誓約」と呼ばれる文書に署名するが、この文書は来るべき共同生活のための、相互契約による「政治体（シビル・ボディ・ポリティック = civil Body Politic）」という権力の創出を確認しあう誓約書⁹⁾という意味でアメリカ民主主義の史的原点とも言われ、歴史的意味のあるものとなったが、アメリカ独立宣言よりも150年以上も前のことであり、イギリスピューリタン革命よりもさらに20年も前であることに驚かされる。

第3に西漸運動におけるフロンティア精神に触れたい。アメリカ合衆国がミシシッピ川以東の東部13州からミシシッピ川以西の西部へと領土を広げていくことによって発展してきたことはすでに述べたとおりであるが、その道のりは想像を絶するものがあったであろう。ヨーロッパ大陸から全く未知の新大陸へ飛び込んできたフロンティア精神あふれる人々のDNAがここでもいかに発揮されて西部開拓が進められた。何も無いところで生きていくためにはまず第一にただひたすらおのれの力を信じることから始め、そして他の人々との信頼関係を築いて社会を造っていったその担い手はおのずと個が確立された人ということができるだろう。

最後に「個の確立」の関連として自分の身は自分で守る心構えを持つアメリカ人の精神性について考えてみたい。国内で銃による乱射事件が起きる度に銃を規制すべきかどうか話題になるが、銃保持を規制するよりはむしろ銃を持つことによって我が身を守りたいというのがアメリカ人の本音のようだ。その根拠として挙げられるのが憲法修正第2条である。すなわち「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない。」と。1789年に人権に関する通称「権利の章典」の1つとして追加されたが、未だに堅持されている条項である。イギリス正規軍に対し、アメリカ植民地に住む住民が自ら武器を取って戦い、独立を勝ち取った歴史的事実から国民自らが武器をとって国を守る気概を表したものである。その背景にはやはり入植者のDNAとその後の国の発展のあり方から、まず「個」という考え方がアメリカ人の底流に流れていると考えられる。

2. 民主主義と「個の確立」

民主主義の概念については第2章の2で述べたところであるが、ここでは民主主義がうまく機能するためにはその担い手はどうあるべきかを「個の確立」と関連させて考えてみたい。個人の自由と平等を高らかに歌い上げた「アメリカ独立宣言」と「フランス人権宣言」によって、個人が主権者となる国家すなわち民主主義国家がアメリカとフランスで生れ、先に市民革命を経験したイギリスと合わせて、新しい政治体制が世界をリードする状況が注目を浴びるようになった。そしてこれらの国々では国家運営の仕組みとして多数決原理が用いられるようになった。一人ひとりの意志をどのようにして国家意志とするかは民主主義国家においては多数決原理に頼るほかありえないが、それゆえ個人一人ひとりがしつかりした考えと態度を持つことが民主主義をきちっ

と機能させる大前提となるのである。「個の確立」が重要視されるゆえである。民主主義と言えども、個が確立されなければ致命的な混乱を招くことを私たちは歴史的事実の中に見ている。これらの歴史を通して民主主義のもつ危険性について考えてみたい。

フランス革命の後フランスは大混乱となり、結局民主主義とは対極にあるナポレオン帝政によってしかその混乱に終止符を打つことができなかった。絶対主義王制を倒したものの、その後の国家運営は政治に不慣れな民衆に託され、どちらかという直接民主主義的な方法によって憎しみが憎しみを生む恐怖政治となっていった。ヒトラー率いるナチス党の政権掌握も総選挙という民主主義的な手続きによるものであった。第1次世界大戦に敗れて巨額の賠償金を背負ったドイツはもともと国民の生活が不自由なところに世界恐慌が重なり、いよいよ切羽詰った国民が極端な国粹主義を唱えるナチス党にその将来を託したのである。1989年11月にベルリンの壁が崩壊して以来いわゆる共産陣営はほぼ瓦解し、ごく一部を除いてほとんどの国が自由主義・資本主義を唱える民主主義国家となった現在でも、総選挙を実施すれば一党が圧倒的支持率を得てほぼ独裁体制になる国が結構あるのも不思議なことである。総選挙という民主主義的形式を採用していても何か違った力が働いているのではないかと勘繰りたくなる。我が日本国も戦後は間違いなく民主主義国家として歩んではいるが、ほんの一時期を除いて同じ党が半世紀以上にもわたって政権をもち続けているのはどのように理解してよいのであろうか。

民主主義体制が投票行動による多数決原理によって政治行動が決せられるという必然性を持っているゆえ、人気投票化してしまうポピュリズムや投票率低下による無責任体質によって衆愚政治化する危険性が常に内在していることを肝に銘じておかなければならない。「個の確立」なくして真の民主主義はありえないのである。

3. 「個の確立」への教育上の取り組み

人類史上初めて個人の尊厳、人間の平等、人民主権を謳いあげた「アメリカ独立宣言」を基に国家造りをスタートさせた指導者たちは政治の権威を最終的に一人ひとりの国民におく以上、国民に一定水準以上の知識と教養とが必要であるという前提に立って、公費によってまかなわれる初等教育を普及することが大切であると考えていた。建国当初は様々な優先的出来事を処理することに追われ、なかなか教育的な分野にまで手が回らなかったが、民主主義の指標の1つとしての選挙権が拡大するにつれて、特に「ジャクソニアン・デモクラシー」を契機として民主主義的考え方が広がっていくことによって、建国当初の指導者たちが考えていた教育的課題が現実の問題として浮上してきた。また、移民が増加していく中で国民統合やナショナリズムの問題が国家の発展にとって重要な課題となってきたことも教育の必要性を後押しする形となった。初等教育の普及に伴い、能力ある者が中等教育を公費によって受けられ、さらに大学に入ることができるような制度、すなわち中等教育民主化の要望が高まり、ここにアメリカ特有の中等教育機関であるハイスクールの発展をみることになる。1821年ボストンに英語古典学校が設置されたのがハイスクールのはじまりで、これが1824年英語ハイスクールと改められた⁽¹⁰⁾。アメリカの学校制度は、ヨーロッパのように長い歴史によって作られた階級的な観念がないところで、自由と平等の原理を社会制度に反映せしめようと国民共通のコモン・スクールとして発展し、世界ではじめての単線型の学校制度をつくりあげることとなった。ヘンリー・バーナードによれば、コモン・スクールとはすべての子どもに平等に解放される、無償(もしくは貧民階層が負担しうる程度)の学校で、一般の市民が毎日の仕事をやりとげるのに必要な知識、市民としての普遍的義務およびそれぞれの市民に対して知的・道徳的・身体的教育を授ける共通の教育

機関として性格づけられた⁽¹¹⁾。

19世紀に欧米諸国で整備されてきた教育制度は理念的には万人に対する普通教育の機会均等を標榜したが、現実的には各欧米諸国が強力な近代国民国家となるために国民一体意識の形成を目指すナショナリズムを高揚する手段と化していった。教育方法としては固定化された学年制のもとでの一斉授業方式がとられ、教科中心の知識詰め込みのいわゆる画一主義であった。そこでは個性をはかる指導も自主独立の気風に富む市民の育成も期待されなかった。これらの反省点に立って、フランス市民革命に多大な影響を与えたルソーの「エミール」に見る教育理論を元祖とする「児童中心教育」が注目を浴びるようになった。いわゆる「新教育運動」である。新教育運動の主な指導的理念は児童中心主義、全人主義、活動主義、労作主義、生活中心主義などである。この「新教育運動」はアメリカでは「進歩主義教育」の名称で呼ばれ、その興隆が著しかった。その原因として1つにはヨーロッパに比べて民主主義が進み、国民一人ひとりの「個の確立」を願う気持ちが強かったことと2つには移民の大量の流入があった、多様な生徒の集合場所である学校での画一的な授業がヨーロッパよりもはるかに非生産的であったことが挙げられる。

アメリカの「進歩主義教育」は様々な試行錯誤を経て、ジョン・デューイ（1859～1952）によって確立されたと言っても過言ではあるまい。一般に「デューイ・スクール」と呼ばれるシカゴ実験学校が開校されたのは1896年のことであるが、「教育は、①生活であり、②成長であり、③経験の不断の再構成であり、④それ自体が社会過程である」というコンテキストで成り立つ教育理論が、シカゴ実験学校で試行されたのである。この実験学校での学習は、伝統的学校にみられるような固定した小さな机上で、あらかじめ教師の側で立案準備された、生活準備としての教科中心主義教授の否定において成り

立った。児童の経験それ自体が教材であり、したがって、学習は「為すことによって学ぶ」ことにおいて成立したのであった⁽¹²⁾。その後もパーカーストによるドルトン・プラン（自らに課した学業を自由に実験的に取り組んでいけるような学習形態）やキルパトリックによるプロジェクト法（「生活即教育」の原理に依拠し、①目的立て、②計画、③遂行、④判断の4段階を経て完結する）などが1920年代のアメリカの学校に広く適用されるようになった。1919年にはアメリカにおける児童中心の教育のいっそうの発展を期して、「進歩主義教育協会」が設立された。この協会は児童中心主義の立場を明確に打ち出し、当時の進歩主義教育運動を組織的に支援し指導した。協会創立10年余経た1930年代のはじめには会員数1万名に達した⁽¹³⁾。

おわりに

市民革命の歴史的成果はもともと歴史的遺産の何もないアメリカ合衆国において確かな足跡を残していくこととなった。そのエネルギーは未知の世界である新大陸へ無謀にも飛び出していった人々のフロンティア精神と、禁欲と労働を重んじるピューリタリズムにあると考えられる。フロンティア精神は西漸運動となり、ピューリタリズムは産業の発展を促し、アメリカ合衆国は建国わずか100年で工業、農業ともに世界一の生産国となり、その後の世界をリードする国となる足がかりを掴むこととなる。そしてこのフロンティア精神とピューリタリズムが「個の確立」と大いに関係があることに改めて注目したい。フロンティア精神はまず個を頼みにするところから始まるチャレンジ精神であり、ピューリタリズムとは神との関係で個を厳しく見つめるところから始まる信仰の証しを導くものである。そもそも市民革命の理念とも言える「アメリカ独立宣言」と「フランス人権宣言」には個の平等と自由が高らかに謳い上げられ、個の存在を価値あるものとして認

めているが、特にアメリカ合衆国の発展はこの「個の確立」抜きにしては考えられないことを歴史は語ってくれている。また、私たちは個を尊重する市民革命がその必然的な結果により民主主義という多数決原理を国家運営の政治的手法として用いるようになったことを知っている。アメリカ合衆国が世界のリーダーとなるにしたがってこの民主主義が世界の共通の政治的手法となって現在に至っていることは周知の事実である。

ちょうど今2008年9月現在、アメリカ合衆国では2大政党の大統領候補が決まり、11月の大統領選挙に向けての最終コーナーに入っているが、アメリカ国民の熱狂ぶりは大変なものである。一人ひとりの

国民が、誰が大統領にふさわしいかを真剣に考えている様子がテレビ等から伝わってくる。一方日本でもちょうど同じ時期に2大政党の党首の選出が行われているが、国民の直接選挙でもない事情があるにしてもあまりにも冷めた雰囲気は支配的なのは好対照である。2大政党が頻繁に政権交代をしてきたアメリカ合衆国と戦後はほぼ一貫して同一政党が政権を担ってきた日本とでは民主主義の成熟度にかかなりの差があると思わざるを得ない。日本でもようやく21世紀になってNPOの動きが活発になるなど「個の確立」が進む気配があり、これらの動きを加速させて民主主義を定着させたいものである。

引用文献

- (1) 紀平英作 (2003) 「アメリカ史」 1版3刷 山川出版社 東京 pp.77
- (2) 大森雄太郎 (2005) 「アメリカ革命とジョン・ロック」 初版第1刷
慶応義塾大学出版会 東京 pp.11
- (3) 藤原保信 (2005) 「西洋政治理論史 (下)」 初版第1刷 新評論 東京 pp.45
- (4) 本間長世 (2006) 「共和国アメリカの誕生」 初版第1刷 NTT出版 東京 pp.159
- (5) 紀平英作 (2003) 「アメリカ史」 1版3刷 山川出版社 東京 pp.216
- (6) 紀平英作 (2003) 「アメリカ史」 1版3刷 山川出版社 東京 pp.222
- (7) マックス・ウェーバー (2003) 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」
第3刷 未来社 東京 pp.349
- (8) 紀平英作 (2003) 「アメリカ史」 1版3刷 山川出版社 東京 pp.121
- (9) 松尾文夫 (2004) 「銃を持つ民主主義」 初版第1刷 小学館 東京 pp.118
- (10) 江藤恭二他 (1999) 「西洋近代教育史」 第9版 学文社 東京 pp.121
- (11) 江藤恭二他 (1999) 「西洋近代教育史」 第9版 学文社 東京 pp.210
- (12) 江藤恭二他 (1999) 「西洋近代教育史」 第9版 学文社 東京 pp.243
- (13) 江藤恭二他 (1999) 「西洋近代教育史」 第9版 学文社 東京 pp.245